

退任のご挨拶

生島 山田善春

五月の陽光に四方の山々深緑に映え薫風すがすがしい好季節、三隅町の皆様にはそれぞれ御稼業に御勉学に御精励の御事と拝察致します。

この度健康上の理由から三隅町助役を退職致しました。在職中は皆様に一方ならぬ御世話に成りました厚く御礼を申し上げます。其の間特定の方々には随分御無理なお願いを申し上げ又ご要望にも添いかねた事もあり定めしご不満も多かった事とお詫びを申し上げます。全体に対しても種々不行届でございました。お許し下さいませ。

退任に当り一々御礼申し上げます。べきですがそれも叶わず、誠に失礼乍ら本紙上を以つて深甚なる謝辞を申し上げます。終わりに皆様の益々の御多幸を切にお祈り致します。お世話になりました。

五月十六日

議会構成の変更

- 議長 岡本 長一
- 総務委員長 栗畑貞太郎
- 総務副委員長 山田 源吉
- 湯免開発委員長 藤永 栄輔
- 湯免開発副委員長 栗畑貞太郎

河川敷地等の利用について

河川愛護

私たちをとりまく環境の中で、河川は非常に重要な役割を果たしています。その河川は常に正常な常態を保ち、洪水等による災害を防止する働きがある一方、公共用物として公衆の利用に供されるべきであります。ところで、河川敷地はその付近の人が利用されることが多い訳であります。河川区域内で次のような行為をされるとき、県管理の川については、県知事の、その他の川については町長の許可が必要とす。

- 一、河川敷地を占用しようとするとき。
 - 二、河川敷地内に工作物を新築し又は改築しようとするとき。
 - 三、河川敷地を掘き及び盛土等を行うとき。
 - 四、河川区域内の石や砂及び樹木等採取しようとするとき。
 - 五、川の水をポンプ等を用いて取水するとき。
- このようなこと他に、河川区域から二〇米内は河川保全区域として定めてあり、この間の民有地で家屋や倉庫を建築されるときや盛土、切土をされるときも県知事の許可を受けなければなりません。このように、河川区域内はもとより河川保全区域内での行為も河川法の制約を受けますので無許可でこのような行為をされないようお願いします。(建設課)



善意

- 一、香典返し寄付
 - 野波瀬 角村チヨ子 夫 吉蔵死亡
 - 宗頭 蔵本 和夫 母 トシコ死亡
 - 中村 田村 好松 妻 マス死亡
- 二、見舞返し寄付
 - 野波瀬 池信 雪江
 - 野波瀬 松野 久一
- 三、一般寄付
 - 昭和51年々々寿祝賀参加者 田辺正之 代表(津雲)

林道維持管理規程を変更

山林所有者の皆さんには、各地区の林道維持管理につきまして、これまで惣代さんを中心に定期補修や災害防止など大変御協力をいただいておりますが、従来本町が定めておりました林道維持管理規程が必ずしも皆さんの納得のゆくものでなかつたことを反省し次のように改訂いたしましたので今後共御協力いただき林業振興に十分寄与するよう万全な管理を行いたいと考えております。尚、近く各地区の惣代集会を開催し御協議いたす予定にしております。

林道維持管理規程(案)
第1条 この規程は林道の維持管理の規程とする。

- 第6条 代表者は災害を予測される降雨時には林道を巡視して被害防止に努めると共に状況を直ちに町長に報告しなければならない。
- 第7条 代表者は林道の不法利用違反行為の取り締り等を行うものとする。
- 第8条 林道保護のため車両制限を行い林道入口に表示するものとする。
- 第9条 毎年一回受益者の労力賦役において定期大補修を行うものとし代表者はその結末を町長に報告するものとする。
- 第10条 林道使用期間中は買主において常時補修を行い林道を正常な状態に保たなければならない。
- 第11条 林道の新設、改良事業経費負担については原則として次のとおりとする。
 - ① 国、県の助成のある場合は直接負担しなければならない経費の二分の一の相当額を町が支出し残りは受益者負担とする。
 - ② 町もしくは受益者が単独で行う事業の経費については受益者は最低二分の一相当額以上負担するものとする。
- 第12条 林道の災害復旧事業の工事費については全額町で支出する但し受益者の労力賦役で復旧可能な小災害についてはこの限りではない。
- 第13条 林道の新設、改良、災害復旧などの事業を行う場合の用地提供及び立木補償については原則として受益者において行うものとする。